

第四十三条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、二メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、構造令第四十条第三項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるとでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第三条から第十一条まで、第十三条から第四十条まで及び第四十一条第一項並びに構造令第三条、第四条、第十二条並びに第三十五条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

（環境施設帯）

第四十四条 住宅の立地状況その他土地利用の実状を勘案し、良好な住居環境を保全する必要があると認められる地域を通過する道路には、必要に応じ、環境施設帯を道路の各側又は右側若しくは左側に設けるものとする。

2 環境施設帯の幅員は、十メートル以上とするものとする。

（委任）

第四十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に新設し、又は改築する道路について適用する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。）の道路について、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対して、当該規定は適用しない。

都道における道路標識の寸法に関する条例を公布する。

平成二十四年十二月十三日

東京都知事代理 副知事 安 藤 立 美

●東京都条例第四百十八号

都道における道路標識の寸法に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第八十号。以下「法」という。）第四十五条第三項の規定に基づき、都道に設ける道路標識のうち、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号。以下「標識令」という。）第三条の二に規定するものの寸法を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 都道 法第三条第三号に規定する都道府県道のうち、東京都が法第十八条第一項に規定する道路管理者であるものをいう。

二 自動車専用道路 法第四十八条の四に規定する自動車専用道路のうち、当該自動車専用道路と法第四十八条の三に規定する道路等との交差の方式が立体交差であるものをいう。

三 案内標識 標識令第一条第二項の案内標識をいう。

四 警戒標識 標識令第一条第二項の警戒標識をいう。

五 補助標識 標識令第一条第一項の補助標識のうち、案内標識及び警戒標識に附置されるものをいう。

六 本標識板 案内標識及び警戒標識の標示板をいう。

七 補助標識板 補助標識の標示板をいう。

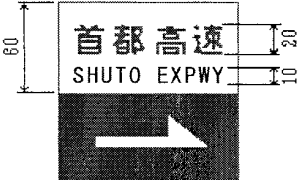
（道路標識の寸法）

第三条 法第四十五条第三項の規定により条例で定める道路標識の寸法は、別表に定めるところによる。

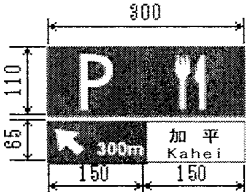
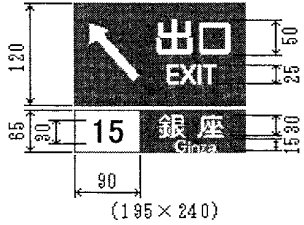
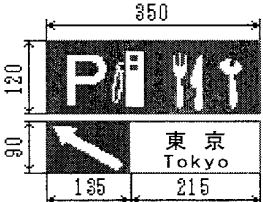
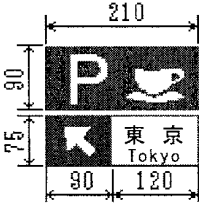
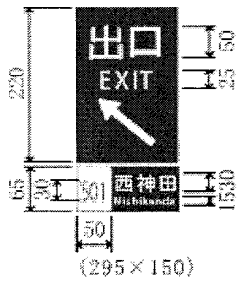
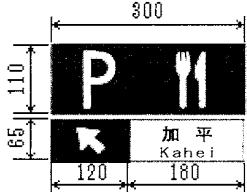
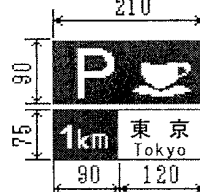
附 則

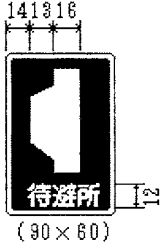
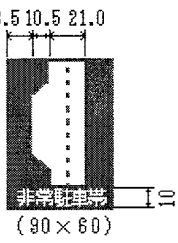
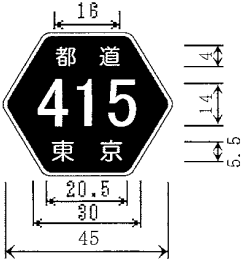
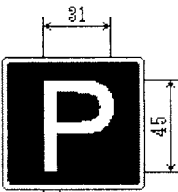
この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

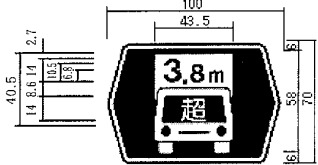
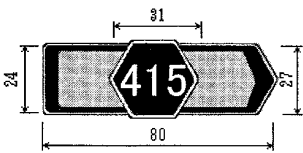
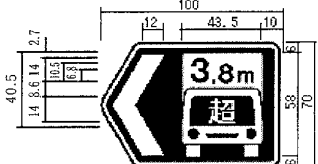
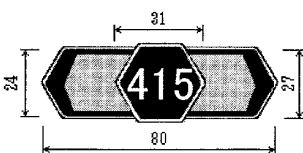
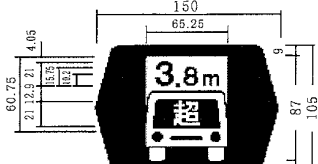
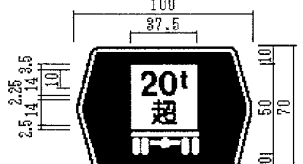
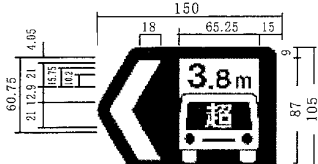
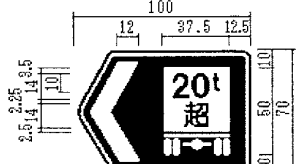
別表(第三条関係)
案内標識

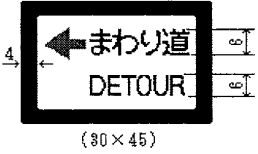
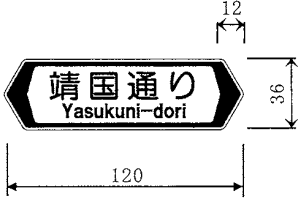
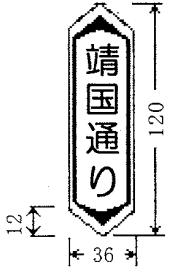
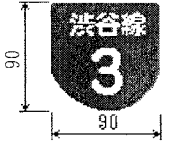
	方面及び距離 (106-B)	 (120×200)	都府県 (102-B)
 (180×210)	方面及び車線 (107-A)	 (120×120)	入口の方向 (103-A)
 (140×250)	方面及び車線 (107-B)	 (120×120)	入口の方向 (103-B)
 (140×320)	方面及び方向 (108の2-D)	 (120×120)	入口の予告 (104)

 八王子 昭島 Hachioji Akishima 5-2 出口 1km EXIT (245×350)	出方面の、予車告線及び (111-A)	 新宿 Shinjuku 2km EXIT (120×200)	方面及び方向 (108の2-E)
 江戸橋 Edobashi 303 出口 400m EXIT (180×320)	出方面の、予車告線及び (111-B)	 405 新宿 2km Shinjuku EXIT (150×450)	出口の予告 (109)
 八王子 昭島 Hachioji Akishima 5-2 出口 1km EXIT (270×350)	方面及び出口 (112-A)	 八王子 昭島 Hachioji Akishima 5-2 出口 1km EXIT (270×350)	予方面及び出口の (110-A)
 西神田 Nishikanda 501 出口 400m EXIT (200×320)	方面及び出口 (112-B)	 西神田 Nishikanda 501 出口 400m EXIT (200×320)	予方面及び出口の (110-B)

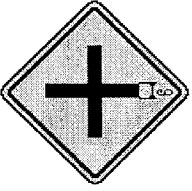
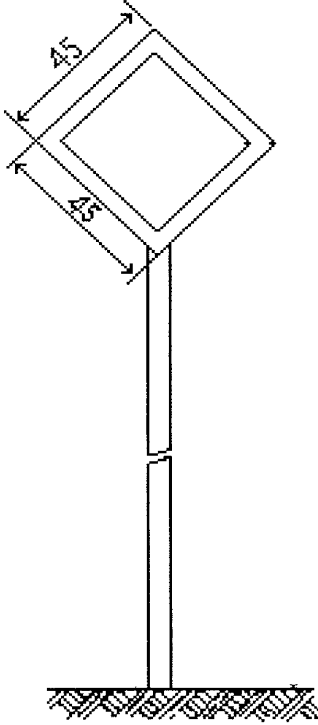
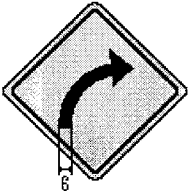
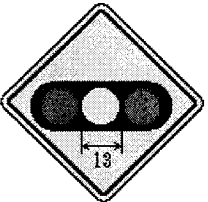
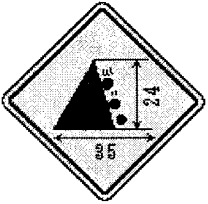
	のサービス・エリア 予告 (116-B)		出 口 (113-A)
 	サービス・エリア (116の2-A)		出 口 (113-B)
	サービス・エリア (116の2-B)		サービス・エリアの予告 (116-A)

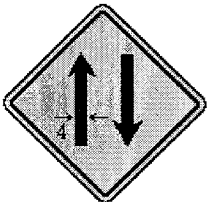
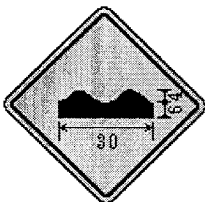
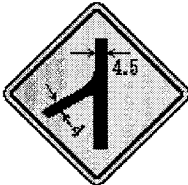
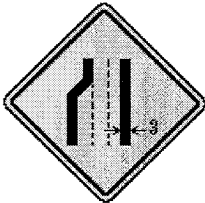
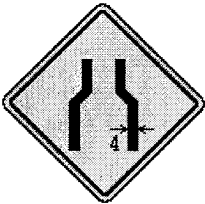
 (90×60)	駐 車 場 (117-B)	 (90×60)	非 常 電 話 (116の2)
 (60×160)	登 坂 車 線 (117の2-A)	 (90×60)	待 避 所 (116の3)
 (90×240)	登 坂 車 線 (117の2-B)	 (90×60)	非 常 駐 車 帯 (116の4)
	都道府県道番号 (118の2-A)	 (60×60)	駐 車 場 (117-A)

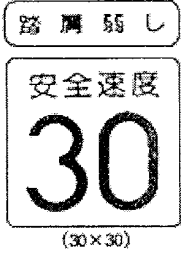
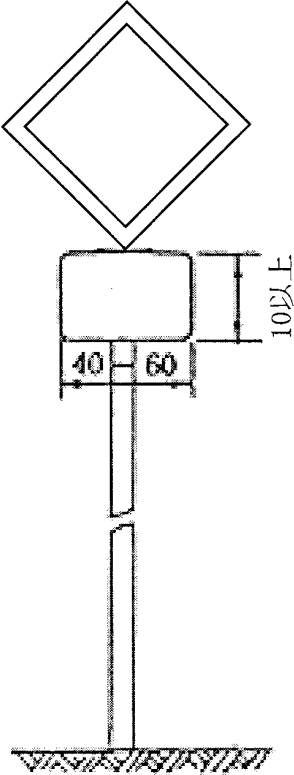
	高さ 限度緩和 指定道路 (118の4-A)		都道府県道番号 (118の2-B)
	高さ 限度緩和 指定道路 (118の4-B)		都道府県道番号 (118の2-C)
	高さ 限度緩和 指定道路 (118の4-C)		総重量 限度緩和 指定道路 (118の3-A)
	高さ 限度緩和 指定道路 (118の4-D)		総重量 限度緩和 指定道路 (118の3-B)

 (90×45)	ま わ り 道 (120-A)		道路の通称名 (119-A)
			道路の通称名 (119-B)
			道路の通称名 (119-C)
			道路の通称名 (119-D)

警戒標識

		本標識板の規格
	十形道路交差点あり (201-A)	
	屈右曲（あ又は左）方 (202)	
	信号機あり (208の2)	
	落石のおそれあり (209の2)	

	二 方 向 交 通 (212の2)		路 面 凹 凸 あ り (209の3)
			合 流 交 通 あ り (210)
			車 線 数 減 少 (211)
			幅 員 減 少 (212)

	注 意 事 項 (510)	補助標識板の規格 (注意事項 (510) を除く。) 	補 助 標 識
---	--------------------------------------	---	----------------------------

備考

一 種類、番号及び様式

案内標識、警戒標識及び補助標識の種類及び番号は標識令別表第一に、様式は標識令別表第二に定めるところによる。

二 本標識板の寸法

- (一) 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（単位は、センチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。
- (二) 自動車専用道路に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。
- (三) 自動車専用道路に設置する案内標識については、図示の寸法の三倍まで拡大することができる。

(四) 自動車専用道路に設置する「高さ限度緩和指定道路

(118の4-C・D)

」を表示する案内

標識については、道路の形状又は交通の状況により必要がある場合にあつては、図示の寸法の三分の二まで縮小することができる。

(五) 自動車専用道路に設置する警戒標識については、図示の寸法の二・五倍まで拡大することができる。

(六) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあつては、図示の横寸法を図示の寸法の二・五倍まで拡大することができる。

(七) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「都道府県道番号

(118の2-A)

」、「総重量限度緩和指定道路

(118の3-A・B)

」、「高さ限度緩和指定道路

(118の4-A・B)

」及び「まわり道

(120-A)

」を表示する案内標識については、道路の形状

又は交通の状況により必要がある場合にあつては、図示の寸法(六)に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法)の一・三倍、一・六倍又は二倍に、それぞれ拡大することができる。

(八) 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線」及び「都道府県道番号

(118の2-B・C)

」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により必

要がある場合にあつては、図示の寸法の一・五倍又は二倍に、それぞれ拡大することができる。

(九) 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数又は文字の大きさにより図示の横寸法又は縦寸法を拡大することができる。

(十) 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により必要がある場合にあつては、図示の寸法(九)に規定するところにより図示の横寸法又は縦寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の寸法)の三分の四に拡大し、又は三分の二に縮小することができる。

(㉔) 自動車専用道路以外の道路に設置する警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により必要がある場合にあっては、図示の寸法の一・三倍、一・六倍又は二倍に、それぞれ拡大し、又は三分の二まで縮小することができる。
案内標識及び警戒標識の文字等の大きさ等

(一) 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

(二) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の

通称名」、「著名地点」
(114-B)、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、

「駐車場」、「登坂車線」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道

路」、「高さ限度緩和指定道路」
(118の4-A・B)、「道路の通称名」及び「まわり道」

を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その二分の一又は三分の二の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを一・五倍、二倍、二・五倍又は三倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度（単位 キロメートル毎時）	文字の大きさ（単位 センチメートル）
四〇、五〇又は六〇	二〇
三〇以下	一〇

(三) 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは(二)の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは矢印外の文字の大きさの〇・六倍の大きさとする。

(四) 「著名地点」
(114-B)「を表示する案内標識の文字の大きさは、十センチメートル（ローマ字にあっては、その二分の一又は三分の二の値）を基準とする。

(五) 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線」を表示する案内標識の文字の大きさは、二十センチメートル（ローマ字にあっては、その二分の一又は三分の二の値）を基準とする。

(六) 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識の文字の大きさは、十五センチメートル（ローマ字にあっては、その二分の一又は三分の二の値）を基準とする。

(七) 「市町村」、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、

「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「著名

地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、東京都のシンボルマーク及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの一・七倍以下の大きさとする。

(八) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一項第四号の首都高速道路、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十二条第一項の指定都市高速道路その他これらに準ずる都市内の自動車専用道路に設置する「方面及び方向」を表示する案内標識に路線を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、經由路線を表す記号については日本字の大きさの一・六倍以下、方面としての路線を表す記号については日本字の大きさの〇・九倍以下の大きさとする。

(九) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の〇・七倍以下の大きさとする。

(十) 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

イ 案内標識

緑は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車

場」及び「まわり道

(120-B)

」を表示するものについては九ミリメートル、

「都道府県道番号

(118の2-A)

」、「総重量限度緩和指定道路

(118の3-A・B)

」及び「高さ

限度緩和指定道路

(118の4-A・B)

」を表示するものについては十六ミリメートル、

「登坂車線」を表示するものについては十ミリメートル、「都道府県道番号

(118の2-B・C)

」及び「道路の通称名」を表示するものについては八ミリメートル、

その他のものについては日本字の大きさの二十分の一以上の太さとし、緑線及び区分線は、日本字の大きさの二十分の一以上の太さとする。

ロ 警戒標識

緑及び緑線は、十二ミリメートルとする。

四 補助標識板の寸法

(一) 図示の寸法を基準とする。

(二) 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率と同じ比率で拡大することができる。

都道における移動等円滑化の基準に関する条例を公布する。

平成二十四年十二月十三日

東京都知事代理 副知事 安 藤 立 美

●東京都条例第四百十九号

都道における移動等円滑化の基準に関する条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 歩道等（第三条―第九条）

第三章 立体横断施設（第十条・第十一条）

第四章 乗合自動車停留所（第十二条・第十三条）

第五章 路面電車停留場等（第十四条―第十六条）

第六章 自動車駐車場（第十七条―第二十五条）

第七章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第二十六条―第二十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十条第一項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な都道の構造に関する基準を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 都道 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第三号に規定する都道府県道のうち、東京都が道路管理者であるものであって、かつ、特定道路に該当するものをいう。

二 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設け